

資料編

目 次

1	重要水防区域	
(1)	国土交通省管理河川等の重要水防箇所	資料-1
(2)	県管理河川等の重要水防箇所	資料-2
2	器具、資材及び施設の整備運用	資料-3
(1)	指定水防管理団体整備基準	
(2)	水防施設	
(3)	水門施設	
3	付図・付表	
(1)	指定河川水防区域警戒分担組織表	資料-4
(2)	流山市消防団配備略図	資料-5
(3)	水防資器材の備蓄状況	資料-6
(4)	輸送車両一覧	資料-7
(5)	防災行政無線回線系統	資料-8
(6)	水防関係機関連絡先	資料-9
(7)	避難判断基準	資料-10
(8)	雨の強さと降り方の目安	資料-11
(9)	水位伝達様式集	資料-12
(10)	河川工作物一覧	資料-13
(11)	水防本部組織班員数	資料-14
(12)	流山市防災会議条例及び運営要領	資料-15
(13)	避難所一覧	資料-16
(14)	内水ハザードマップ	資料-17
(15)	洪水ハザードマップ	資料-18
4	東葛中部地区連合水防団規約	資料-19

1 重要水防区域

(1) 国土交通省管理河川等の重要水防箇所

直轄河川等の重要水防箇所評定基準

(平成18年改定)

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部が破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物が設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸開			陸開が設置されている箇所。

平成28年度直轄河川重要水防箇所一覧表（最重要箇所）

事務所名	図面対象番号	河川名	種別	階級	左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省担当出張所	想定される水防工法	
						地先名	秆杭位置			担当水防団体	担当土木事務所			
江戸川河川事務所	江左 35-5	江戸川	堤防高 堤防断面	B B	左	大字深井新田	35.0k 上 271m 34.5k 上 178m	601.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾土木	運河出張所	積み土のう 築きまわし	
	江左 29-1		堤防高 堤防断面	B B	左	大字下花輪	29.5k 上 62m 28.0k 上 56m	1535.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾土木	松戸出張所	積み土のう 築きまわし	
	江左 28-1		堤防高	B	左	流山3丁目	28.0k 上 56m 27.0k 上 297m	689.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾土木	松戸出張所	積み土のう 月の輪工	

資料-1

注) 1. 平成28年度直轄河川重要水防箇所一覧表については、国土交通省江戸川河川事務所、洪水計画書第4章重要水防箇所調書参照。
上表3箇所については、平成27年度第2回水防会議で指定した、危険度上位3箇所。

(2) 県管理河川等の重要水防箇所

県管理河川等の危険度評定基準

(平成9年制定)

種 別	重 要 度	
	最も重要な区間 (A)	次に重要な区間 (B)
堤 防 高 (河 川)	<ol style="list-style-type: none"> 一連区間の中で、堤防高又は河川高が上下流に比べ著しく低く（堤防の局部的沈下又は改修途上にある河川の未施工部等）氾濫の恐れが大きく背後に住家等がある所。 近年の出水及び津波により氾濫の実績があり、住家等に被害が発生した所。 	<ol style="list-style-type: none"> 一連区間の中で、堤防高又は河川高が上下流に比べ低く氾濫の恐れがあり背後に住家等がある所。 近年の出水及び津波で氾濫が起こる寸前まで水位が上昇したことがあり、氾濫の恐れがあると予想され背後に住家等がある所。 越波により浸水被害の発生する恐れがあると予想され、背後地に住家等がある所。
堤 体 強 度 (河 岸)	<ol style="list-style-type: none"> 一連の堤防のうち、部分的に特に天端上面幅が狭いか、又は堤防斜面の勾配が急なため、堤防断面が小さく堤防の決壊等により甚大な被害が予想される所。 築堤後、1年を経過していない堤防区間。 堤体を開削して行う工事（水門、樋管、橋台等）の施工後1年を経過していない所。 堤体あるいは基礎地盤の地質土質の特性から、堤防斜面の崩壊、すべり、急激な沈下等が発生したことがある所。 特殊堤又は、護岸等の老朽化が著しい箇所近接して住家、道路等の公共施設がある所。 	<ol style="list-style-type: none"> 一連の堤防のうち、部分的に堤体断面が小さく破堤等により相当な被害が予想される所。 堤防の決壊後、3年を経過していない堤防区間。 堤体を開削して行う工事の施工後3年を経過していない所。 堤体あるいは基礎地盤の土質地質の特性から、堤防斜面の崩壊、すべり沈下等が予想される所。 特殊堤、又は護岸等の崩壊が予想され、近接して住家、道路等の公共施設がある所。
漏 水	<ol style="list-style-type: none"> 堤体あるいは、基礎地盤より漏水の実績があるか、又はその恐れが十分ある所。 	<ol style="list-style-type: none"> 従来漏水の実績があるが、これに対して、処置が講じられた所。
水 衝	<ol style="list-style-type: none"> 洪水時における水衝部で低水護岸、高水護岸等が度々破損され、破堤寸前までの決壊等が発生したことがある所。 堤防から水があふれることにより背後の住家等に被害が発生したことがある所。 	<ol style="list-style-type: none"> 洪水時における水衝部で護岸等があるが、老朽化により効用が著しく減じているなど完全なものとは考えられない所。 堤防から水があふれる恐れがあり、背後に住家等がある所。
洗 掘 (深 掘 れ)	<ol style="list-style-type: none"> 堤脚又は、護岸基礎部分の深掘れが著しい所で、根固め工又は水制工等が十分でないと考えられる所。 	<ol style="list-style-type: none"> 堤脚又は、護岸基礎部分の深掘れの恐れがある所。
工 事 施 工	<ol style="list-style-type: none"> 2年以上にまたがり、かつ出水期にやむなく施工せざるを得ない水門、樋管等の工事で堤防を開削している所。 工事に伴い一時的であるが、危険が予想される所。 	<ol style="list-style-type: none"> 樋管、橋台等施工箇所堤防護岸が未施工の所。
工 作 物	<ol style="list-style-type: none"> 取水堰、樋管等の堤防工作物で設置時期が古く、不同沈下、漏水等により不慮の事故が予想される所。 橋梁桁下高及び通水断面の過少又は固定堰等で特に危険が予想される所。 排水ポンプ場の稼働停止により氾濫の実績があり住家等に被害が発生した所。 	<ol style="list-style-type: none"> 橋脚、可動堰等で通水に障害が生じ易い所。

平成 2 7 年度直轄河川以外の本市重要水防箇所一覧表

河川名	種別	重要度	重要水防箇所		延長(m)		重要な理由	担当水防団体	想定される水防工法又は対策
			地先名	秆杭位置	右岸	左岸			
富士川	堤体強度	A	松戸市幸田～ 流山市前ヶ崎		740	740	(B1)	流山市	

注) 1. B1 : 県管理河川等の危険度評定基準参照。

引用 : 千葉県水防計画(平成 2 7 年度版) (資料編 第 1 章重要水防区域)

2 器具、資材及び施設

(1) 指定水防管理団体整備基準

水防管理団体は概ね担当堤防延長 2km について 1 箇所割合で水防倉庫（木造 33.3m²程度）及びその他資材備え付け場（なるべく水防活動に便利な箇所を選ぶ）を設け、次の表に示す資器材を備蓄するように努めるものとする。

品名	数量	品名	数量
土のう	3,000 袋	のこぎり	4 丁
なわ	550 kg	かま	10 丁
シート	100 枚	おの	5 丁
杉丸太 赤口 3寸2.5間	10 本	ペンチ	3 丁
〃 2.0間	30 本	鉄線 (#8)	100 kg
〃 1.0間	200 本	〃 (#10)	100 kg
竹	15 本	かすがい	50 本
蛇籠	20 本	大型照明灯	3 台
スコップ	30 丁	予備土砂	若干
掛矢	10 丁		

引用：平成 27 年度千葉県水防計画（資料編 第 4 章器具、資材及び施設の整備運用ならびに輸送 第 1 節指定水防管理団体整備基準）

(2) 水防施設

水防施設等の一覧については「3. 付図・付表 (3)」《 資料-6 》のとおり。

(3) 水門施設

水門等の一覧については「3. 付図・付表 (10)」《 資料-13 》のとおり。

3 付図・付表

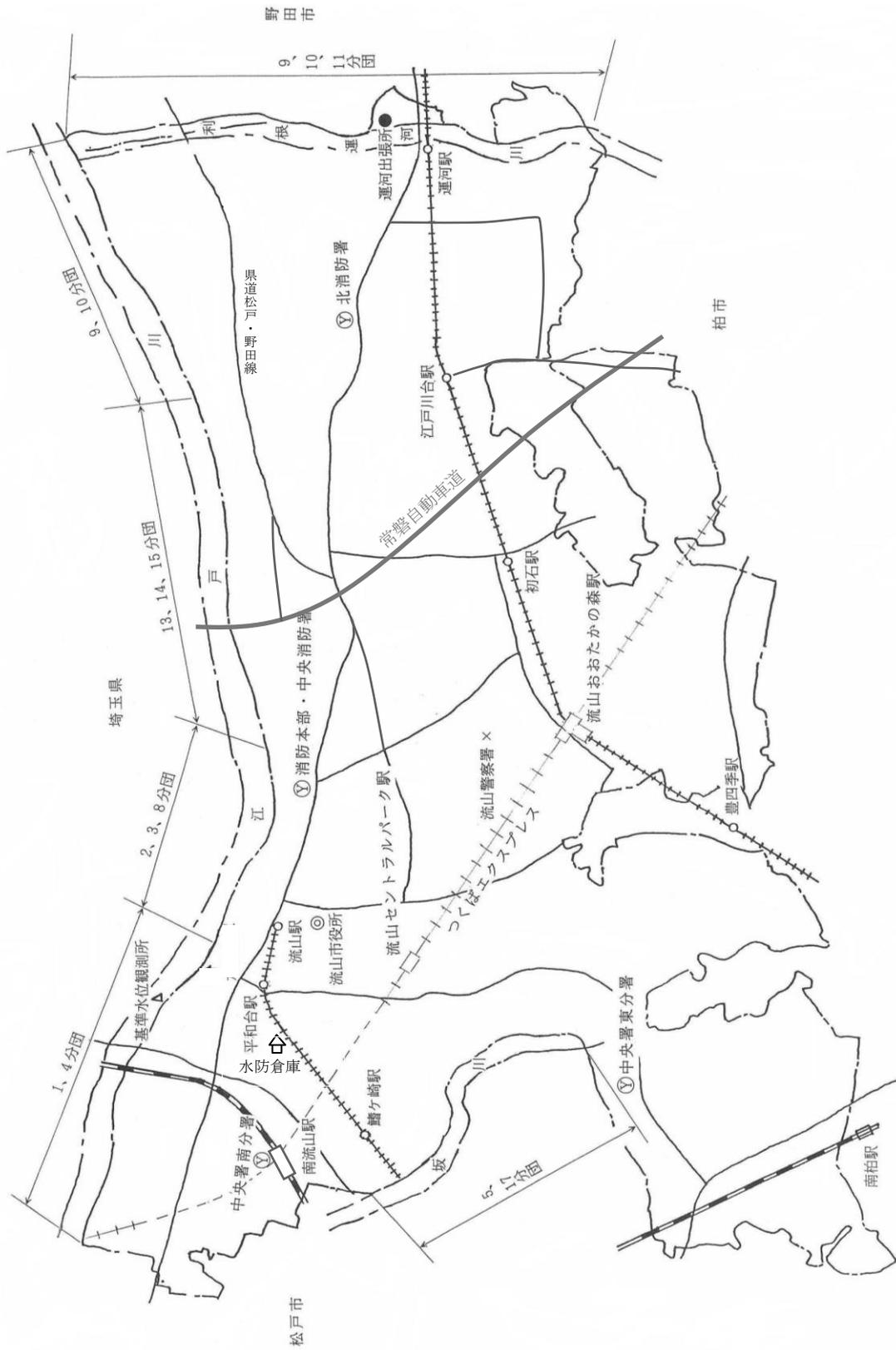
(1) 指定河川水防区域警戒分担組織表

区分 水防区	地域名	担当署	担当方面隊長	担当分団	出動別			警戒拠点	適用
					第1次	第2次	第3次		
江戸川 第1水防区	大字木、大字流山 流山5丁目 ～8丁目 南流山7丁目 ～8丁目	南消防署	第1方面隊長	1分団 4分団	1分団 4分団	6分団	全分団	流山8丁目地先 (流山橋付近)	
江戸川 第2水防区	流山1～3丁目 大字加 加1～6丁目 大字三輪野山 三輪野山1～5丁目	中央消防署	第2方面隊長	2分団 3分団 8分団	2分団 3分団 8分団	7分団		流山2丁目地先 (今上落とし樋門 付近)	
江戸川 第3水防区	下花輪 南 北 小屋 平方	中央消防署	第3方面隊長	13分団 14分団 15分団	13分団 14分団 15分団	12分団		北地先 (新川第2樋門 付近)	
江戸川 第4水防区	平方村新田 深井新田	北消防署	第4方面隊長	9分団 10分団 11分団	9分団 10分団 11分団	22分団		深井新田地先 (利根運河と 江戸川合流点 付近)	
利根運河	深井新田 西深井 東深井	北署消防	第4方面隊長	9分団 10分団 11分団	9分団 10分団 11分団	22分団		東深井地先 (運河橋付近)	
坂川	大字鱒ヶ崎 宮園1丁目 ～3丁目 芝崎	南消防署	第16方面隊長	5分団 17分団	5分団 17分団	16分団		鱒ヶ崎団地付近	

1. 警戒巡視中、異常を発見したときは、水防本部及び関係機関へ連絡をすること。
2. 警戒体制中、適宜異常の有無を水防本部へ報告すること。なお、最終の引き揚げ時には必ず報告のこと。
3. 長時間にわたり警戒に従事する場合は、その都度水防本部から指示する。
4. 担当分団は、「連絡・待機体制」として、水防準備を担うこととする。

(2) 流山市消防団配備略図

流山市消防団配備略図



(3) 水防資器材の備蓄状況

ア 水防施設及び資器材の現況

平成 28 年度江戸川洪水計画書

水防倉庫名	設置場所 (設置年月日)	水防資材					水防器材									
		土のう袋	縄	丸太くい	鉄線	その他	スコップ	万能	ペンチ	おの	鋸	掛矢	くわ	鎌	発電機	その他
流山市水防倉庫	流山市 大字流山 9丁目 500-31番地 (H27.5.7)	袋 2,280	玉 19	本 21	kg -	防水シート 5	丁 161	丁 3	丁 4	丁 9	丁 14	丁 8	丁 8	丁 14	台 4	ハンマー:13 土のう止用銅管:450 排水用水中ポンプ:4

注) 1. 水防用土砂 下花輪資材置場の土砂を使用する。

イ 無線機

平成 28 年 4 月 1 日現在

システム名		台数
基地局	無線機	3台
	統制卓	1台
	交換制御装置	1台
	遠隔制御器	4台
	非常用電源	1台
移動局	車載型無線機	11台
	可搬型無線機	15台
	携帯型無線機	3台
固定局	固定系子局	66台

ウ 水防活動人員

消防団員 297名
 消防職員 184名
 市役所職員 1,040名 (平成 28 年 3 月現在)

(4) 輸送車両一覧

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

車 種	台 数	備 考
特殊自動車	5 台	ショベル・ローダ 1 台、フォークリフト 2 台 バックホー（ミニショベル）1 台、ホイールローダ 1 台
軽貨物自動車	24 台	共用車（貨物車）9 台、健康増進課 6 台、公民館 1 台、図書・博物館 2 台、コミュニティ課 3 台、クリーンセンター 2 台、下水道建設課 1 台
軽貨物自動車（防災無線付）	1 台	道路管理課（ダンプ）1 台、
軽乗用自動車	60 台	共用車（乗用車）12 台、環境政策・放射能対策課 1 台、教育総務課 25 台、子ども家庭課 3 台、指導課 2 台、社会福祉課 4 台、障害者支援課 2 台、保育課 6 台、公民館 2 台、コミュニティ課 2 台、児童発達支援センター 1 台
小型貨物自動車	24 台	共用車（貨物車）7 台、環境政策・放射能対策課 1 台、クリーンセンター 2 台、健康増進課 2 台、公民館 1 台、生涯学習課 1 台、障害者支援課 1 台、道路管理課 4 台（内 2 t ダンプ 2 台）、道路建設課 1 台、図書・博物館 2 台、下水道建設課 2 台
小型貨物自動車（防災無線付）	6 台	共用車（貨物車）4 台、道路管理課 2 台
小型乗用自動車	5 台	共用車 1 台、生涯学習課 2 台、障害者支援課（つばさ学園連絡車）1 台、公民館 1 台
普通貨物自動車	2 台	道路管理課（ダンプ、2 t ダンプ）1 台、図書・博物館 1 台
普通貨物自動車（防災無線付）	1 台	道路管理課（ダンプ、2 t ダンプ）1 台
普通乗用自動車	7 台	共用車 3 台、財産活用課（乗用車）3 台、防災危機管理課（防災無線車）1 台
普通特種自動車	1 台	道路管理課（バキュームダンパー）1 台
普通特殊自動車（防災無線付）	1 台	道路管理課（道路作業車）1 台
普通乗合自動車	4 台	高齢者生きがい推進課（乗合バス）1 台、障害者支援課（乗合バス）3 台
合 計	141 台	（共用車 36 台・専用車 105 台・下水道 3 台）

注) 1. 水道局及び消防関係を除く。

2. ショベル・ローダ及びフォークリフトはクリーンセンター管理で、場内の使用に限られる。

(5) 防災行政無線回線系統

ア 基地局・陸上移動局

無線系の種別		呼出名称	設置場所
基地局		ぼうさいながれやま	流山市役所内 防災危機管理課
陸上移動局	車載型	ぼうさいながれやま1	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま2	河川課
		ぼうさいながれやま3	道路管理課
		ぼうさいながれやま4	道路管理課
		ぼうさいながれやま5	環境政策課
		ぼうさいながれやま6	道路管理課
		ぼうさいながれやま7	河川課
		ぼうさいながれやま8	秘書広報課
		ぼうさいながれやま9	道路管理課
		ぼうさいながれやま10	道路管理課
		ぼうさいながれやま11	道路管理課
	携帯型	ぼうさいながれやま101	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま102	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま103	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま104	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま105	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま106	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま107	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま108	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま109	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま110	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま111	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま112	防災危機管理課
ぼうさいながれやま113	防災危機管理課		
ぼうさいながれやま114	防災危機管理課		
ぼうさいながれやま115	防災危機管理課		
ぼうさいながれやま201	防災危機管理課		
ぼうさいながれやま202	防災危機管理課		
ぼうさいながれやま203	防災危機管理課		

注) 1. 水道局（基地局：ながれやまし、車載型：ながれやまし1～ながれやまし11、携帯型：ながれやまし101、102）を除く。

イ 防災行政無線（固定親局）

無線系の種別	呼出名称	設置場所
固定系親局	ぼうさいながれやま	流山市役所内 流山市消防本部内

ウ 防災行政無線（固定子局）

番号	設置場所	備考	番号	設置場所	備考
1	平方1号公園		41	流山小学校	屋上
2	駒形神社		42	旧流山幼稚園	
3	東深井5号公園		43	南流山9号公園	
4	江戸川台7号公園		44	南流山2号公園	
5	江戸川台12号公園		45	西深井10分団	
6	北3号公園		46	こうのす台3号公園	
7	江戸川台16号公園		47	江戸川台9号公園	
8	若葉台1号公園		48	北部公民館	屋上
9	青田2号公園		49	江戸川台7号公園	
10	美田2号公園		50	駒木台福祉会館	
11	十太夫1号公園		51	初石1号公園	
12	野々下1号公園		52	初石10号公園	
13	松ヶ丘公園		53	南福祉会館	
14	東部中学校	屋上	54	駒木4号公園	
15	不二公園		55	西初石5丁目	
16	向小金3号公園		56	旧長崎保育所	
17	八木中学校	屋上	57	東小学校	屋上
18	美和2号公園		58	総合運動公園	
19	赤城山公園		59	中自治会館	
20	南流山6号公園		60	南部中学校	屋上
21	南流山中央公園		61	中央公民館	屋上
22	宮園1号公園		62	平和台6号公園	
23	鱒ヶ崎1号公園		63	観音寺	
24	流山市役所	屋上	64	流山北小学校	
25	東深井11号公園		65	東深井本宿緑地	
26	東深井福祉会館		66	上貝塚	
27	東深井小学校	屋上	67	小山小学校	
28	名都借2号公園		68	流山おおたかの森駅南口公園	
29	江戸川台1号公園		69	水道局	
30	平方3号公園		70	茂呂神社	
31	平方村新田自治会館		71	西平井調整池	
32	常盤松中学校	屋上	72	南流山中学校	
33	初石6号公園		73	木地区調整池	
34	駒木3号公園		74	生涯学習センター	
35	野々下6号公園		75	八木南小学校	
36	松ヶ丘2号公園		76	西平井浄水場	
37	向小金4号公園		77	流山おおたかの森駅 東口都市広場	
38	向小金福祉会館		78	おおたかの森9号緑地	
39	平和台4号公園		79	おおたかの森小・中学校	
40	宮園2号公園		80		

エ 防災用携帯電話

全 30 台 平成 28 年 4 月現在

整理番号	区 分	保管責任者
1	特別職	市長
2	特別職	副市長
3	特別職	上下水道事業管理者
4	市民生活部	市民生活部
5	市民生活部	防災危機管理課長
6	市民生活部	防災危機管理課長補佐
7	市民生活部	防災危機管理課職員
8	市民生活部	市民生活部次長
9	市民生活部	防災危機管理課係長
10	市民生活部	防災危機管理課職員
11	土木部	土木部長
12	土木部	道路管理課長
13	土木部	道路管理課職長
14	土木部	道路建設課長
15	土木部	河川課長
16	環境部	環境政策・放射能対課長
17	消防本部	消防長
18	消防本部	消防総務課長
19	消防本部	予防課長
20	消防本部	消防防災課長
21	消防本部	中央消防署長
22	消防本部	東消防署長
23	消防本部	南消防署長
24	消防本部	北消防署長
25	市民生活部	貸出 1
26	市民生活部	貸出 2
27	市民生活部	貸出 3
28	市民生活部	貸出 4
29	医師会等	医師会長
30	医師会等	歯科医師会長

オ 防災電話・FAX 番号

防災危機管理課	電話	220-721
	FAX	220-722
河 川 課	電話	220-724
企 画 政 策 課	電話	220-725
消 防 本 部	電話	607-721
	FAX	607-722

(6) 水防関係機関連絡先

関係機関名	所在地
流山市役所	平和台 1-1-1
流山市消防本部	三輪野山 1-994
流山市中央消防署	同上
東消防署	前ヶ崎 449-1 番地
南消防署	南流山 3 丁目 9-6 番地
北消防署	美原 2 丁目 139-1 番地
消防団本部	三輪野山 1-994
銚子地方气象台	銚子市川口町 2-6431
国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所 運河出張所 松戸出張所	野田市宮崎 134 流山市西深井 836 松戸市主水新田 102
千葉県県土整備部 河川環境課	千葉市中央区市場町 1-1
東葛飾地域振興事務所 地域振興課	松戸市小根本 7
千葉県東葛土木事務所 維持課	松戸市竹ヶ花 24
千葉県流山警察署	流山市大字三輪野山 744-4
東日本電信電話（株） 千葉支店	千葉市美浜区中瀬 1-6 NTT 幕張ビル 8 階
（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店	千葉市中央区新町 1000 センシティブタワー
K D D I （株）	東京都新宿区西新宿 2-3-2
東京電力パワー グリッド（株）	千葉市美浜区幸町 1-21-19

(7) 避難判断基準

江戸川・利根運河・坂川の洪水時における避難の基準

発令内容	発令時の状況	住民に求める行動	水位 (平成27年度 洪水計画書)
			江戸川・利根運河 ：西関宿・野田 坂川：大谷口新田
避難準備情報 (災害時要援護者避難)	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始)。 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。	■水位 6.10m(西関宿) 6.30m(野田) 3.20m(大谷口新田) (はん濫注意情報の発令)
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始。	■水位 8.10m(西関宿) 8.20m(野田) 3.40m(大谷口新田) (はん濫警戒情報の発令)
避難指示	前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 人的被害の発生した状況。	避難中の住民は、生命を守る避難行動を速やかに完了させる。 未だ避難していない住民は、直ちに避難行動に移るかもしくは、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動。	■水位 8.40m(西関宿) 8.50m(野田) 3.80m(大谷口新田) (はん濫危険情報の発令) ■河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれのある被災等)を確認。 ■破堤を確認。 ■河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認。

注) 1. 避難行動には、屋外退避し避難場所等に避難する行動と、事態が切迫した場合、建物への垂直避難がある。

2. 情報の入手先 指定河川洪水予報：川の防災情報：<http://www.river.go.jp/>

(8) 雨の強さと降り方の目安

1時間雨量 (mm)	10以上～ 20未満	20以上～ 30未満	30以上～ 50未満	50以上～ 80未満	80以上
予報用語	やや強い雨	強い雨	激しい雨	非常に激しい雨	猛烈な雨
人の受ける イメージ	ざーざーと降る	どしゃ降り	バケツをひっくり返したよ うな雨	滝のように降る (ゴーゴーと降 り続く)	息苦しい圧迫 感、恐怖を感 じる
人への影響	地面からの跳ね 返りで足元がぬ れる	傘をさしていてもぬれる		傘は全く役に立たなくなる	
屋内(木造)	雨の音で話し声 がよく聞き取れ ない	寝ている人の半数ぐらいが雨に気づく			
屋外の様子	地面一面に水たまりができる		道路が川のよ うになる	水しぶきであたり一面が白っぽく なり、視界が悪くなる	
車に 乗っていて			ワイパーを早 くしても見づ らい	高速走行時車 輪と路面の間 に水膜が生 じ、ブレーキ がききにくく なる (ハイドロブ レーニング現 象)	車の運転は危険
災害発生状況	この程度の雨で も長時間続く時 は注意が必要		側溝や下水、 小さな川があ ふれ、小規模 の崖崩れが始 まる	・山崩れ、崖 崩れが起きや すくなり危険 地帯では避難 の準備が必要 ・都市では下 水管から雨水 があふれる	・都市部では地下 室や地下街に雨 水が流れ込む場 合がある ・マンホールから 水が噴出する ・多くの災害が発 生する

引用：平成27年度千葉県水防計画（第5章情報収集及び巡視、警戒 第1節雨の強さと降り方の目安）

(9) 水位伝達様式集

ア 千葉県水防本部水防指令情報伝達表

第1節 様式集

(様式1：千葉県水防本部水防指令情報伝達表)

千葉県水防本部水防指令情報伝達表

(発信) 水防本部指令班 (河川環境課) 3147 (TEL 043-223-3156) (FAX 043-221-1950) 送信者：	指令 通知 → ← 着信確認 報告	(あて) 現地指導班等	(発信) 指令 通知 → ← 着信確認 報告	(あて) 水防管理団体等
(月 日 時 分 発信)		(月 日 時 分 発信)		(月 日 時 分 受信)
種類	水防本部 第 号 指令・情報			
発令日時	平成 年 月 日 時 分			
決裁	県土整備部長	担当部長	次長	河川環境課長 副課長
				河川整備課長 副課長 室長 室員
水防本部指令班→現地指導班			現地指導班→水防管理団体等	
主文 (例) ○○土木事務所は○○体制をとってください。				
解説 (例) 台風○○号が接近しています。日が変わる頃から朝方にかけて、多い所で時間 ○○mmの雨が予測されていますので、注意してください。				

指令情報確認表(あて)

機関名	着信確認		指令情報番号									
	受信者名	時刻	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
千葉土木事務所												
葛南土木事務所												
東葛飾土木事務所												
柏土木事務所												
印旛土木事務所												
成田土木事務所												
香取土木事務所												
銚子土木事務所												
海匝土木事務所												
山武土木事務所												
長生土木事務所												
夷隅土木事務所												
安房土木事務所												
君津土木事務所												
市原土木事務所												
千葉港湾事務所												
葛南港湾事務所												
木更津港湾事務所												
亀山・片倉ダム												
高滝ダム												

機関名	着信確認	
	受信者名	時刻
県土整備政策課		
道路計画課		
道路環境課		
道路整備課		
港湾課		
市街地整備課		
公園緑地課		
下水道課		
住宅課		

機関名	着信確認	
	受信者名	時刻
農林水産政策課		
耕地課		
漁港課		
危機管理課		
県警本部		
陸上自衛隊第1空挺団		

準:準備体制
 注:注意体制
 警:警戒体制
 非1:非常第1体制
 非2:非常第2体制
 解:解除
 バ:バトロール指令
 活:活動人員報告

出典：平成27年度千葉県水防計画（第6章参考資料 第1節 様式集）

イ 洪水予報の発表形式

〇〇川〇〇〇情報

〇〇川洪水予報第●●号
洪水注意報（発表）
平成●●年●●月●●時●●分
江戸川河川事務所 熊谷地方気象台 気象庁予報部 共同発表

（見出し）

〇〇川では、◎◎◎◎水位（レベル●）に到達、水位はさらに上昇

（主 文）

〇〇川の△△水位観測所（▼▼市）では、**日**時**分頃に、◎◎◎◎水位（レベル●）に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。

（雨量）

現在、雨は・・・

流域	**日**時**分～**日**時**分 までの流域平均雨量	**日**時**分～**日**時**分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	** ミリ	** ミリ

（水位）

〇〇川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度 水位 (m) 又は 流量 (m ³ /s)	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
		水防団 待機	はん蓋 注意	避難 判断	はん蓋 危険
△△ 水位観測所 (▼▼市)	16日 18時 30分 3.65				
	16日 19時 30分 3.75				
	16日 20時 30分 3.85				
	16日 21時 30分 4.05				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
レベル4については、はん蓋危険水位と計画高水位を按分しており、はん蓋危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

（注意事項）

（参考資料）

（単位：水位 (m) 又は 流量 (m³/s)）

観測所名	△△ 水位観測所 ▼▼市	
	レベル4 はん蓋危険水位※	**.**
レベル3 避難判断水位※	**.**	
レベル2 はん蓋注意水位	**.**	
レベル1 水防団待機水位	**.**	
受け持ち区間	〇〇川 左岸： 右岸：	
はん蓋が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇権〇〇市	

※避難判断水位、はん蓋危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1危険箇所の
避難判断水位・はん蓋危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	はん蓋の発生以降	はん蓋水への警戒を求める段階
レベル4	はん蓋危険水位からはん蓋発生まで	いつはん蓋してもおかしくない状態 避難していない住民への対応を求める段階
レベル3	避難判断水位からはん蓋危険水位まで	避難の必要も含めてはん蓋に対する警戒を求める段階
レベル2	はん蓋注意水位から避難判断水位まで	はん蓋の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位からはん蓋注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/ http://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 江戸川河川事務所 災害対策室 電話：04-7122-3550

気象関係：気象庁 熊谷地方気象台 技術課 電話：048-521-0058

気象庁 気象庁予報部 予報課 電話：03-3212-8341

出典：国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
(<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/>)

表3-2 基準水位観測所及び水防警報区

水系	水防警報区		基準水位観測所										
	左岸	右岸	名称	零点高	水防団 待機水位 (指定水位)	はん濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	はん濫 危険水位 (危険水位)	計画高水位	河川位置	所在地		
利根川	江戸川	自：幹川分派点 至：千葉県野田市岡田1084地先	自：幹川分派点 至：埼玉県春日部市新宿新田100番の1地先	西関宿	YP. +8.50m	4.50m	6.10m	8.10m	8.40m	9.121m	右岸河口 から588m 上410m	埼玉県幸手市 西関宿	
	江戸川	自：千葉県野田市東金野井1410番の1地先 至：千葉県流山市木8番の2地先	自：埼玉県北葛飾郡松伏町薬比地2539番の1地先 至：埼玉県三郷市高州四丁目149地先	野田	YP. +3.50m	4.60m	6.30m	8.20m	8.50m	9.341m	左岸河口 から397m 上26m	千葉県野田市 中野台	
	利根運河	自：幹川分派点 至：江戸川合流点	自：幹川分派点 至：江戸川合流点										
	江戸川	自：千葉県松戸市七エ門新田214番の1地先 至：海	自：東京都葛飾区東金町8丁目4927番の1地先 至：海	松戸	YP. +0.00m	4.00m	5.70m	—	—	8.129m	左岸河口 から19.5km 上80m	千葉県松戸市 松戸	
	旧江戸川	自：江戸川分派点 至：東京都江戸川区東藤崎一丁目の懸杭	自：江戸川分派点 至：東京都江戸川区東藤崎一丁目39番22地先										
	坂川 放水路	自：坂川分派点 至：江戸川合流点	自：坂川分派点 至：江戸川合流点										
	坂川	自：千葉県流山市野々下二丁目633番の6地先 至：千葉県松戸市新松戸六丁目408地先	自：千葉県流山市野々下二丁目633番の6地先 至：千葉県松戸市小金字金切1169番の4地先	大谷口 新田	YP. +0.00m	2.70m	3.20m	3.40m	3.80m	4.198m	右岸河口 から1.5km 上300m	千葉県松戸市 新松戸	
	北千葉 導水路	自：千葉県流山市野々下二丁目623番の1地先 至：坂川合流点	自：千葉県流山市野々下二丁目621番の1地先 至：坂川合流点										
	中川	自：埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字内膳堀内下1647番の1地先 至：大堀川合流点	自：埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字大藩向937番1地先 至：坂川合流点	吉川	AP. +0.00m	3.30m	3.60m	3.80m	4.20m	4.750m	左岸河口 から30.5km 上135m	埼玉県吉川市 平沼	
	中川	自：大堀川合流点 至：東京都葛飾区高砂二丁目55番の3地先	自：坂川合流点 至：東京都葛飾区青戸二丁目623番の1地先	高砂	AP. +0.00m	2.40m	2.70m	—	—	3.410m	右岸河口 から12.5km 上30m	東京都葛飾区 青戸	
綾瀬川	自：埼玉県越谷市大字瀬生字西浦3793番の3地先 至：東京都足立区神明一丁目30番の1地先	自：埼玉県草加市金明町字中取出し1362番の7地先 至：東京都足立区南花畑三丁目23番の1地先	谷古字	AP. +0.00m	2.70m	3.00m	3.10m	3.50m	4.102m	左岸中川 合流点から 14.0km 上400m	埼玉県草加市 松江町		

出典：平成27年度江戸川河川事務所「洪水対策計画書」

水防警報（◇◇）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
〇〇川	△△水位観測所	第●●号
平成 ** 年 ** 月 ** 日 ** 時 ** 分		
国土交通省 江戸川河川事務所発表		

【現況】

〇〇川の△△水位観測所（▲▲市）の水位は、**日**時**分現在**.****m
です。

〇〇川の△△水位観測所（▲▲市）の水位は、◎◎◎◎水位に達し、
上昇しています。

〇〇川の△△水位観測所（▲▲市）の水位は、◎◎◎◎水位を上回る
見込みです。

【被害状況】

水防機関は出動してください。

【発表】

〇〇地先の〇〇に〇〇が発生する恐れがあります。

江戸川河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
西関宿				
野田				
松戸				
吉川				
高砂				
谷古宇				
大谷口新田				

(参考)

〇〇川 △△水位観測所（▲▲市）

（受け持ち区間は 〇〇川左岸：□□□□～■■■■■

右岸：□□□□～■■■■■

問い合わせ先

国土交通省 江戸川河川事務所 災害対策室 電話：04-7122-3550（内線）731-400

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

出典：平成 27 年度江戸川河川事務所「洪水対策計画書」

エ 水防警報伝達様式

(様式2: ○○川水防警報)

千葉県 ○○土木事務所 発表

○○川 水防警報

種類	待機・準備・出動・警戒・解除	第____号
基準水位観測所		

発表日時	平成 年 月 日()	時 分
------	-------------	-----

番号	発表内容				
1	____局の雨量は、____日 ____時までに____mmです。				
2	____局の水位は、____日 ____現在、____mです。				
3	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>____は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①水防団待機水位 (通報水位) ②はん濫注意水位 (警戒水位) </div> <div style="width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> ③を上回る恐れがあります。 ④程度です。 ⑤を下回る見込みです。 </div> </div>				
4	水防機関は、 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin: 0 10px;"> <tr><td style="padding: 2px;">⑥待機</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">⑦準備</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">⑧出動</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">⑨警戒</td></tr> </table> してください。	⑥待機	⑦準備	⑧出動	⑨警戒
⑥待機					
⑦準備					
⑧出動					
⑨警戒					
5	水防警報を解除します。				

↑
○印を付ける

伝達先機関 (着信確認チェック)

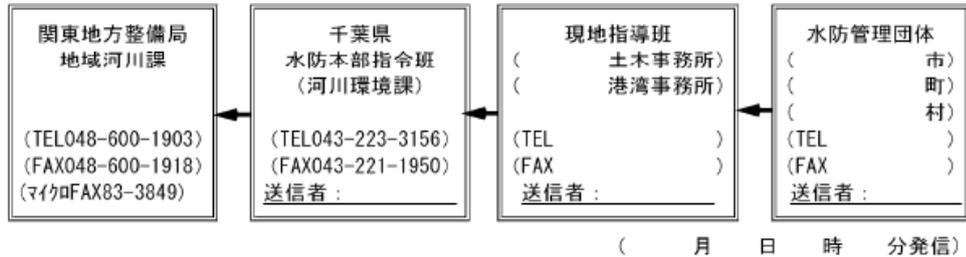
機関名	○○市	△△町	○○村	○○ダム 事務所	○○用水 管理所	県河川 環境課
着信確認						

機関名	○○警察 署	△△地域 振興事務所				
着信確認						

出典:千葉県水防計画(平成27年度版) (第6章参考資料 第2様式集)

才 被害情報伝達様式 1

(様式 5: 被害情報伝達)



出水様式－2 (1) 被害情報 (千葉県)

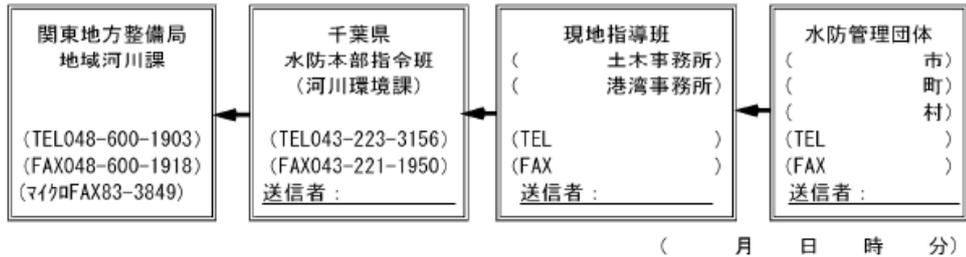
出水名	(第 報)			
水系名	級河川	川水系	河川名	川
出水状況 現状 (見込み)				
被害状況 現状 (予測)	発生日時		発生場所	市町村 地先
	原因	破堤：越水：溢水 内水：未確認	距離標	左：右 . ~ . km
	月 日 時現在 < 速報値：確定値 >			
	(拡大中：変化なし：縮小中：解消)			
	(1) 浸水面積 < 有：無：調査中：未確認 > 市・町・村 ha (予測 ha)			
	(2) 人的被害 < 有：無：調査中：未確認 > 市・町・村 死者 人 行方不明者 人			
	(3) 家屋被害 < 有：無：調査中：未確認 > 市・町・村 床下浸水 戸 (予測 戸) 床上浸水 戸 (予測 戸) 軒下浸水 戸 (予測 戸) 家屋流出 戸			
	(4) その他 < 有：無：調査中：未確認 > 市・町・村			

注)・平面図を添付 (破堤等被害発生箇所及び浸水状況等を記載)
・現地状況写真を添付

引用：千葉県水防計画(平成 27 年度版) (第 6 章参考資料 第 5 様式集)

カ 被害情報伝達様式 2

(様式 5: 被害情報伝達)



出水様式-2(2) 被害情報(千葉県)

被害への対応状況	月 日 時現在
	(1) 実施済み (2) 今後の対応
避難状況等	月 日 時現在 < 速報値 : 確定値 >
	(1) 自主避難状況 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > (2) 避難勧告発令状況 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > (3) 孤立住民の発生状況等 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > (4) 自衛隊出動要請状況等
水防活動状況	月 日 時現在 < 速報値 : 確定値 >
	(1) 市・町・村 地先 ①水防工法 ②延長等 ③進捗状況 ④災害対策車稼働状況

引用：千葉県水防計画(平成27年度版)(第6章参考資料 第5様式集)

(10) 河川工作物一覧

樋門・樋管の管理者（操作担当者を含む）は、気象状況の通知を受けた後、あるいは水位の異常を認めた後は水位の変動を監視し、取り扱い要領に基づき内外水位の状況に応じ、時期を逸しない様門扉等の開閉を行う。この場合、江戸川河川事務所及び東葛飾土木事務所に報告するものとする。

河川	名称	設置場所	管理者
江戸川	新川第2排水機場	流山市大字上新宿新田	新川土地改良区
江戸川	流山南部排水樋管	流山市大字下花輪	流山土地改良区
江戸川	流山排水機場	流山市大字下花輪	流山市
江戸川	今上落排水樋管	流山市流山1丁目	国土交通省
江戸川	流山排水樋管	流山市流山5丁目	国土交通省
利根運河	西深井第1排水樋管	流山市大字西深井	国土交通省
利根運河	西深井第2排水樋管	流山市大字西深井	国土交通省
利根運河	運河樋管	流山市大字西深井	流山市
坂川	鱒ヶ崎第1樋管	流山市大字鱒ヶ崎	流山市
坂川	鱒ヶ崎第2樋管	流山市大字鱒ヶ崎	流山市
坂川	鱒ヶ崎第3樋管	流山市大字鱒ヶ崎	流山市
坂川	鱒ヶ崎第4樋管	流山市大字鱒ヶ崎	流山市
坂川	鱒ヶ崎第5樋管	流山市大字鱒ヶ崎	流山市
坂川	鱒ヶ崎第6樋管	流山市大字鱒ヶ崎	流山市
坂川	宮園第1樋管	流山市大字鱒ヶ崎	流山市
坂川	宮園第2樋管	流山市大字鱒ヶ崎	流山市
坂川	宮園第3樋管	流山市宮園3丁目	流山市
坂川	芝崎第1樋管	流山市芝崎	流山市
坂川	芝崎第2樋管	流山市芝崎	流山市
坂川	芝崎第3樋管	流山市芝崎	流山市
坂川	前ヶ崎樋管	流山市前ヶ崎	流山市
坂川	名都借樋管	流山市前ヶ崎	流山市
坂川	八木南樋管	流山市野々下2丁目	流山市
坂川	野々下樋管	流山市野々下2丁目	流山市
八木川	長崎樋管	流山市野々下2丁目	流山市
大堀川	駒木第1樋管	流山市駒木	流山市
大堀川	駒木第2樋管	流山市駒木	流山市
利根運河	諏訪下排水樋管	柏市大青田	国土交通省

(11) 水防本部組織班員数

水防本部組織			水防本部設置前				水防本部設置時		
			水防準備体制		水防注意体制		水防警戒体制		
			組織長	組織員	組織長	組織員	組織長	組織員	
本	部	別途、表に記載					○	各班長が定めた所属職員	
総務部	秘書広報班	秘書広報課			2	○			
		企画政策課				○			
	総務班	防災危機管理課		3	○	3	○		
		河川課		3	○	4	○		
		総務課					○		
	情報収集班	税制課					○		
		市民税課					○		
資産税課						○			
救援部	救援庶務班	社会福祉課				○			
		避難誘導救援班	コミュニティ課				○		
	防疫衛生班	市民課					○		
		防災危機管理課					○		
		環境政策・放射能対策課					○		
	クリーンセンター					○			
建設部	建設庶務班	道路管理課		12		17	○		
		防災危機管理課				1			
	道路班	道路建設課				4	○		
		都市計画班	都市計画課				4		○
			建築住宅課				3		○
		宅地課				2	○		
	河川班	下水道建設課		2		4	○		
		河川課		2		3	○		
	都市整備班	まちづくり推進課				3	○		
		西平井・鱈ヶ崎地区 区画整理事務所					○		
みどりの課						○			
消防部	消防総務班	消防総務課				○			
		予防消防班	消防防災課			5	○		
			予防課				○		
	警防班	中央消防署		各署 1隊		6	○		
		北消防署			6	○			
		東消防署			6	○			
		南消防署			6	○			
水防団(消防団)			別途計画する。						

(12) 流山市防災会議条例及び運営要領

ア 流山市防災会議条例

流山市防災会議条例

昭和 37 年 12 月 24 日
条例第 18 号

最終改正

平成 24 年 12 月 21 日条例第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定により、流山市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 流山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 流山市水防計画を調査審議すること。
- (3) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充て、その定数は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 2 人
 - (2) 千葉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 3 人以内
 - (3) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命するもの 1 人
 - (4) 千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者 1 人
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 4 人以内
 - (6) 教育長
 - (7) 消防長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 2 人以内
 - (9) 公共団体等のうちから市長が任命する者 4 人
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者 5 人以内
 - (11) 市民等 6 人以内
- 6 前項第 8 号から第 11 号までの委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

イ 運営要領

流山市防災会議運営要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、流山市防災会議条例(昭和 37 年流山市条例第 18 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定により、流山市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理委員の指名)

第 2 条 条例第 3 条第 4 項の規定による会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とする。

(防災会議の代理出席)

第 2 条の 2 委員(条例第 3 条第 5 項第 7 号及び第 8 号の規定により任命された委員を除く。)は、防災会議に出席できないときは、当該委員が属する機関又は組織の中から、あらかじめ当該委員が指名するものにその権限を委任することができる。

(会議)

第 3 条 防災会議は、会長が招集し、議長となる。

2 委員は、防災会議の必要があると認めるときは、会長に防災会議の招集を求めることができる。

3 防災会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開催することができない。

4 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任による処理)

第 4 条 防災会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 前項の規定により処理したときは、会長は、次の防災会議にこれを報告しなければならない。

(意見の聴取)

第 5 条 会長は、必要があるときは、委員の属する機関の職員を防災会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 防災会議の庶務は、防災担当課において処理する。

ウ 委員名簿

適用号	職名
会長	流山市長
1号委員	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長
1号委員	関東農政局千葉支局 地方参事官（千葉支局長）
2号委員	千葉県東葛飾地域振興事務所長
2号委員	千葉県東葛飾土木事務所長
2号委員	千葉県松戸健康福祉センター長
3号委員	陸上自衛隊需品学校学校長
4号委員	千葉県流山警察署長
5号委員	流山市副市長
5号委員	流山市総務部長
5号委員	流山市健康福祉部長
5号委員	流山市土木部長
6号委員	流山市教育委員会教育長
7号委員	流山市消防長
7号委員	流山市消防団長
8号委員	東日本電信電話株式会社 千葉事業部 千葉西支店長
8号委員	東京電力株式会社東葛支社 東葛制御所長
9号委員	一般社団法人流山市医師会 会長
9号委員	一般社団法人流山市歯科医師会 会長
10号委員	江戸川大学 教授
10号委員	江戸川大学 教授
10号委員	東京大学大学院 教授
10号委員	美田自治会 名誉会長
11号委員	

事務局 流山市市民生活部防災危機管理課

(13) 避難所一覧

I-(1) 避難場所(1/3)

No.	名称	所在地	連絡先	避難施設	面積(m ²)	収容人員	避難地区
1	流山小学校	流山4丁目359番地	7158-1043	グラウンド	7,525	3,762	大字流山 流山1~9丁目 西平井 平和台2~4丁目
2	新川小学校	大字中野久木339番地	7152-3004	グラウンド	6,414	3,207	平方 美原1~4丁目 中野久木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 南 富士見台 富士見台1・2丁目 西初石1丁目
3	八木南小学校	芝崎92番地	7158-1142	グラウンド	9,696	4,848	宮園1~3丁目 思井 中 芝崎 古間木 前平井 後平井 野々下1・2丁目
4	八木北小学校	美田208番地	7152-4604	グラウンド	7,420	3,710	駒木 駒木台 青田 十太夫 美田 東初石1~4丁目
5	江戸川台小学校	江戸川台東3丁目11番地	7152-0103	グラウンド	9,412	4,706	江戸川台東1~4丁目 江戸川台西1~4丁目 こうのす台
6	東小学校	名都借856番地	7145-3369	グラウンド	11,170	5,585	前ヶ崎 向小金1~4丁目 名都借 松ヶ丘1~6丁目 西松ヶ丘1丁目
7	東深井小学校	大字東深井879番地の2	7153-3430	グラウンド	7,936	3,968	東深井 こうのす台
8	鱈ヶ崎小学校	鱈ヶ崎7番地の1	7158-5911	グラウンド	6,308	3,154	大字鱈ヶ崎・鱈ヶ崎 南流山1・4・5丁目
9	西初石小学校	西初石4丁目347番地	7154-5863	グラウンド	5,425	2,712	桐ヶ谷・谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石2~4丁目
10	向小金小学校	向小金3丁目149番地の1	7174-1320	グラウンド	10,689	5,344	前ヶ崎 向小金1~4丁目
11	長崎小学校	野々下2丁目10番地の1	7145-2111	グラウンド	9,007	4,503	野々下2~6丁目 長崎1・2丁目 名都借
12	小山小学校	十太夫97番地の1	7154-6937	グラウンド	9,037	4,518	市野谷 駒木 十太夫 東初石5・6丁目 西初石5・6丁目
13	流山北小学校	加一丁目795番地の1	7159-5674	グラウンド	9,941	4,970	大字加 加一~六丁目 大字三輪野山 三輪野山一~五丁目 平和台1・5丁目 市野谷
14	西深井小学校	大字西深井67番地の1	7154-8655	グラウンド	7,704	3,852	深井新田・平方村新田 西深井 東深井 平方 美原1~4丁目
15	南流山小学校	大字木487番地	7159-2521	グラウンド	9,799	4,899	大字流山 木 南流山2・3・6~8丁目
16	南部中学校	加三丁目600番地の1	7158-0137	グラウンド	13,218	6,609	大字流山 流山1~9丁目 大字加 加一~六丁目 大字三輪野山 三輪野山一~五丁目 西平井 大字鱈ヶ崎・鱈ヶ崎 木 平和台1~5丁目 南流山1~8丁目 下花輪 前平井 後平井 市野谷

注) の避難場所については、一級河川江戸川が増水し、万が一市内の堤防が決壊した場合には浸水することが想定される。

I-(1) 避難場所(2/3)

No.	名称	所在地	連絡先	避難施設	面積(m ²)	収容人員	避難地区
17	北部中学校	大字中野久木577番地	7152-0036	グラウンド	10,545	5,272	平方 美原1~4丁目 中野久木北・小屋 上新宿 上新宿新田 江戸川台西1~4丁目 富士見台 富士見台1・2丁目
18	東部中学校	名都借865番地	7144-3514	グラウンド	14,053	7,026	前ヶ崎 向小金1~4丁目 名都借 松ヶ丘1~6丁目 西松ヶ丘1丁目
19	東深井中学校	大字東深井47番地	7154-5864	グラウンド	10,926	5,463	深井新田・平方村新田 西深井 東深井 平方
20	常盤松中学校	東初石3丁目134番地	7152-0842	グラウンド	10,708	5,354	十太夫 美田 東初石1~5丁目
21	八木中学校	古間木210番地の2	7159-7461	グラウンド	10,256	5,128	西平井 大字鱈ヶ崎・鱈ヶ崎 木 南流山1~8丁目 宮園1~3丁目 思井中 芝崎 古間木 野々下1・2丁目 長崎1・2丁目
22	南流山中学校	大字流山2539番地の1	7159-2551	グラウンド	15,360	7,680	大字流山 流山7・8丁目 大字鱈ヶ崎・鱈ヶ崎 木 南流山1~8丁目
23	西初石中学校	西初石4丁目455番地の1	7154-3091	グラウンド	14,766	7,383	上新宿 南 桐ヶ谷・谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石1~5丁目
24	流山高等学校	東初石2丁目98番地	7153-3161	グラウンド	14,000	7,000	江戸川台東1丁目 駒木台 青田 東初石1~4丁目
25	流山おおたかの森高等学校	大字大畔275番地の5	7154-3551	グラウンド	32,439	16,219	上新宿 南 桐ヶ谷・谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石1~5丁目
26	特別支援学校流山高等学園第二キャンパス	名都借140番地	7154-3551	グラウンド	16,815	8,407	前ヶ崎 名都借 松ヶ丘1~6丁目 西松ヶ丘1丁目
27	流山南高等学校	流山9丁目800番地の1	7159-1231	グラウンド	18,082	9,041	大字流山 流山1~9丁目 西平井 大字鱈ヶ崎・鱈ヶ崎 平和台1~5丁目 南流山1~8丁目
28	流山北高等学校	大字中野久木7番地の1	7154-2100	グラウンド	19,190	9,595	深井新田・平方村新田 平方 美原1~4丁目 中野久木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 南 富士見台 富士見台1・2丁目
29	特別支援学校流山高等学園	野々下2丁目496番地の1	7148-0200	グラウンド	10,532	5,266	芝崎 古間木 野々下1~6丁目 長崎1~2丁目 前ヶ崎 名都借
30	東洋学園大学	大字鱈ヶ崎1660番地	7150-3001	グラウンド	41,872	20,936	西平井 大字鱈ヶ崎・鱈ヶ崎 宮園1~3丁目 思井
31	江戸川大学	駒木474番地	7152-0661	グラウンド	58,063	29,031	駒木 駒木台 十太夫 美田 東初石5・6丁目
32	東深井地区公園	大字東深井815番地	7150-6092	公園	55,337	27,668	東深井 こうのす台
33	南流山中央公園	南流山3丁目14番地	7150-6092	公園	12,155	6,077	南流山1~6丁目

注) の避難場所については、一級河川江戸川が増水し、万が一市内の堤防が決壊した場合には浸水することが想定される。

I-(1) 避難場所(3/3)

No.	名称	所在地	連絡先	避難施設	面積(m ²)	収容人員	避難地区
34	東部近隣公園	名都借240番地	7150-6092	公園	16,751	8,375	名都借 松ヶ丘2~4丁目 西松ヶ丘1丁目
35	三輪野山近隣公園	三輪野山二丁目292番地	7150-6092	公園	10,797	5,398	加三・四丁目 大字三輪野山 三輪野山一~五丁目 下花輪 市野谷
36	運河水辺公園	大字東深井368番地の1	7150-6092	公園	24,129	12,064	西深井 東深井
37	平和台2号公園	平和台2丁目12番地	7150-6092	公園	5,816	2,908	西平井 平和台1~5丁目 思井 中前平井 後平井
38	松ヶ丘ふるさと公園	松ヶ丘4丁目495番地の1	7150-6092	公園	13,548	6,774	名都借 松ヶ丘1・2・4~6丁目
39	西初石近隣公園	西初石6丁目815の11	7150-6092	公園	20,000	10,000	西初石5・6丁目 市野谷 十太夫 東初石5・6丁目
40	江戸川河川敷緑地	南流山7丁目	7150-6092	緑地	143,420	71,710	流山7・8丁目 木 南流山7・8丁目

注) の避難場所については、一級河川江戸川が増水し、万が一市内の堤防が決壊した場合には浸水することが想定される。

I-(2) 広域避難場所

No.	名称	所在地	連絡先	面積(m ²)	収容人員
1	流山市総合運動公園	野々下1丁目40番地の1	7150-6092	150,349	75,174

Ⅱ 避難所

(1/4)

No.	名称	所在地	連絡先	避難施設	面積 (㎡)	収容 人員	避難地区
1	流山小学校	流山4丁目359番地	7158-1043	屋内体育館	745	372	大字流山 流山1～9丁目 西平井 平和台2～4丁目
2	新川小学校	大字中野久木339番地	7152-3004	屋内体育館	698	349	平方 美原1～4丁目 中野久木北・小屋 上新宿 上新宿新田南 富士見台 富士見台1・2丁目 西初石1丁目
3	八木南小学校	芝崎92番地	7158-1142	屋内体育館	797	398	宮園1～3丁目 思井 中 芝崎古間木 前平井 後平井 野々下1・2丁目
4	八木北小学校	美田208番地	7152-4604	屋内体育館	793	396	駒木 駒木台 青田 十太夫 美田 東初石1～4丁目
5	江戸川台小学校	江戸川台東3丁目11番地	7152-0103	屋内体育館	751	375	江戸川台東1～4丁目 江戸川台西1～4丁目 こうのす台
6	東小学校	名都借856番地	7145-3369	屋内体育館	833	416	前ヶ崎 向小金1～4丁目 名都借 松ヶ丘1～6丁目 西松ヶ丘1丁目
7	東深井小学校	大字東深井879番地の2	7153-3430	屋内体育館	756	378	東深井 こうのす台
8	鱈ヶ崎小学校	鱈ヶ崎7番地の1	7158-5911	屋内体育館	738	367	大字鱈ヶ崎・鱈ヶ崎 南流山1・4・5丁目
9	西初石小学校	西初石4丁目347番地	7154-5863	屋内体育館	762	381	桐ヶ谷・谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石2～4丁目
10	向小金小学校	向小金3丁目149番地の1	7174-1320	屋内体育館	741	370	前ヶ崎 向小金1～4丁目
11	長崎小学校	野々下2丁目10番地の1	7145-2111	屋内体育館	754	377	野々下2～6丁目 長崎1・2丁目 名都借
12	小山小学校	十太夫97番地の1	7154-6937	屋内体育館	1,185	592	市野谷 駒木 十太夫 東初石5・6丁目 西初石5・6丁目
13	流山北小学校	加一丁目795番地の1	7159-5674	屋内体育館	749	374	大字加 加一～六丁目 大字三輪野山 三輪野山一～五丁目 平和台1・5丁目 市野谷
14	西深井小学校	大字西深井67番地の1	7154-8655	屋内体育館	751	375	深井新田・平方村新田 西深井 東深井 平方 美原1～4丁目
15	南流山小学校	大字木487番地	7159-2521	屋内体育館	767	383	大字流山 木 南流山2・3・6～8丁目
16	南部中学校	加三丁目600番地の1	7158-0137	屋内体育館	1,392	696	大字流山 流山1～9丁目 大字加 加一～六丁目 大字三輪野山 三輪野山一～五丁目 西平井 大字鱈ヶ崎・鱈ヶ崎 木 平和台1～5丁目 南流山1～8丁目 下花輪 前平井 後平井 市野谷

注) の避難所については、一級河川江戸川が増水し、万が一市内の堤防が決壊した場合には浸水することが想定されます。

No.	名称	所在地	連絡先	避難施設	面積 (㎡)	収容 人員	避難地区
17	北部中学校	大字中野久木 577番地	7152-0036	屋内体育館	1,689	844	平方 美原1~4丁目 中野久木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 江戸川台西1~4丁目 富士見台 富士見台1・2丁目
18	東部中学校	名都借865番地	7144-3514	屋内体育館	1,581	790	前ヶ崎 向小金1~4丁目 名都 借 松ヶ丘1~6丁目 西松ヶ丘1 丁目
19	東深井中学校	大字東深井47 番地	7154-5864	屋内体育館	1,378	689	深井新田・平方村新田 西深井 東深井 平方
20	常盤松中学校	東初石3丁目1 34番地	7152-0842	屋内体育館	1,571	785	十太夫 美田 東初石1~5丁目
21	八木中学校	古間木210番 地の2	7159-7461	屋内体育館	1,668	834	西平井 大字鱸ヶ崎・鱸ヶ崎 木 南流山1~8丁目 宮園1~3丁目 思井 中 芝崎 古間木 野々 下1・2丁目 長崎1・2丁目
22	南流山中学校	大字流山2539 番地の1	7159-2551	屋内体育館	1,501	750	大字流山 流山7・8丁目 大字鱸 ヶ崎・鱸ヶ崎 木 南流山1~8 丁目
23	西初石中学校	西初石4丁目 455番地の1	7154-3091	屋内体育館	1,713	856	上新宿 南 桐ヶ谷・谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石1 ~5丁目
24	流山高等学校	東初石2丁目98 番地	7153-3161	屋内体育館	2,497	1,248	江戸川台東1丁目 駒木台 青田 東初石1~4丁目
25	流山おおたかの森高等学校	大字大畔275番 地の5	7154-3551	屋内体育館	1,511	755	上新宿 南 桐ヶ谷・谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石1 ~5丁目
26	特別支援学校 流山高等学園 第二キャンパス	名都借140番 地	7141-9900	屋内体育館	1,369	684	前ヶ崎 名都借 松ヶ丘1~6丁 目 西松ヶ丘1丁目
27	流山南高等学校	流山9丁目800 番地の1	7159-1231	屋内体育館	2,969	1,484	大字流山 流山1~9丁目 西平 井 大字鱸ヶ崎・鱸ヶ崎 平和台 1~5丁目 南流山1~8丁目
28	流山北高等学校	大字中野久木7 番地の1	7154-2100	屋内体育館	2,367	1,183	深井新田・平方村新田 平方 美 原1~4丁目 中野久木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 南 富士 見台 富士見台1・2丁目
29	特別支援学校 流山高等学園	野々下2丁目 496番地の1	7148-0200	屋内体育館	684	342	芝崎 古間木 野々下1~6丁目 長崎1・2丁目 前ヶ崎 名都借
30	東洋学園大学	大字鱸ヶ崎1 660番地	7150-3001	屋内体育館	1,392	696	西平井 大字鱸ヶ崎・鱸ヶ崎 宮 園1~3丁目 思井
31	江戸川大学	駒木474番地	7152-0661	屋内体育館	691	345	駒木 駒木台 十太夫 美田 東初石5・6丁目

注) の避難所については、一級河川江戸川が増水し、万が一市内の堤防が決壊した場合には浸水することが想定される。

No.	名称	所在地	連絡先	避難施設	面積 (㎡)	収容 人員	避難地区
32	勤労者総合福祉センター	大字大畔25番地の17	7155-5701	全室	1,929	964	上新宿 南 桐ヶ谷・谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石1～5丁目
33	勤労者体育施設	大字大畔64番地の1	7155-5701	全室	1,106	553	上新宿 南 桐ヶ谷・谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石1～5丁目
34	博物館	加一丁目1225番地の6	7159-3434	全室	1,752	876	流山1丁目 加一～六丁目 大字 三輪野山 三輪野山一～五丁目 平和台1～5丁目
35	中野久木保育所	大字中野久木373番地	7152-0921	全室	704	352	平方 美原1～4丁目 中野久木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 南 富士見台 富士見台1・2丁目 西初石1丁目
36	平和台保育所	平和台2丁目6番地の3	7158-1424	全室	1,122	561	大字流山 流山1～9丁目 西平 井 大字鱸ヶ崎・鱸ヶ崎 木 平 和台1～5丁目 南流山1～8丁目
37	江戸川台保育所	江戸川台東3丁目5番地	7152-0611	全室	823	411	江戸川台東1～4丁目
38	向小金保育所	向小金3丁目102番地の1	7174-5217	全室	841	420	向小金1～4丁目
39	東深井保育所	大字東深井177番地の2	7154-6025	全室	792	396	東深井 江戸川台東4丁目 こう のす台
40	老人福祉センター	大字東深井986番地の1	7152-2373	全室	300	150	東深井 こうのす台
41	駒木台福祉会館	駒木台22番地の3	7154-4821	全室	589	294	駒木台 青田 美田
42	流山福祉会館	流山2丁目102番地	7159-1520	全室	400	200	流山1～9丁目 大字加
43	江戸川台福祉会館	江戸川台東1丁目25番地	7154-3026	全室	501	250	江戸川台東1～4丁目
44	西深井福祉会館	大字西深井313番地	7154-3120	全室	148	74	深井新田・平方村新田 西深井 東深井
45	思井福祉会館	思井79番地の2	7159-5666	全室	500	250	大字鱸ヶ崎・鱸ヶ崎 宮園1～3 丁目 思井 中 前平井
46	向小金福祉会館	向小金2丁目192番地の2	7173-9320	全室	465	232	前ヶ崎 向小金1～4丁目
47	南福祉会館	大字南102番地の2	7155-3160	全室	104	52	北・小屋 上新宿 上新宿新田 南 桐ヶ谷・谷・上貝塚
48	十太夫福祉会館	十太夫97番地の1	7154-5254	全室	412	206	市野谷 駒木 十太夫 東初石5・6丁目 西初石5・6丁目
49	東深井福祉会館	大字東深井498番地の3	7155-3638	全室	458	229	東深井 こうのす台

注) 〇の避難所については、一級河川江戸川が増水し、万が一市内の堤防が決壊した場合には浸水することが想定される。

No.	名称	所在地	連絡先	避難施設	面積 (㎡)	収容 人員	避難地区
50	名都借福祉会館	名都借274番地	7144-5510	全室	165	82	前ヶ崎 向小金1~4丁目 名都借 松ヶ丘1~6丁目 西松ヶ丘1丁目
51	野々下福祉会館	野々下2丁目 709番地の3	7145-9500	全室	403	201	古間木 野々下1~6丁目 長崎1・2丁目 名都借
52	南流山福祉会館	南流山3丁目3 番地の1	7150-4320	全室	466	233	南流山1~8丁目
53	赤城福祉会館	流山8丁目107 1番地	7158-4545	全室	523	261	大字流山 流山1~9丁目 西平井 大字鱒ヶ崎・鱒ヶ崎 南流山1~8丁目
54	平和台福祉会館	平和台5丁目45 番地の3	7158-4264	全室	138	69	大字流山 流山1~9丁目 西平井 大字鱒ヶ崎・鱒ヶ崎 木 平和台1~5丁目 南流山1~8丁目 宮園1~3丁目 思井 中
55	生涯学習センター	中110番地	7150-7474	全室	5,849	2,924	大字流山 流山1~9丁目 西平井 大字鱒ヶ崎・鱒ヶ崎 木 南流山1~8丁目 宮園1~3丁目 思井 中 芝崎 古間木 前平井 後平井
56	文化会館	加一丁目16番 地の2	7158-3462	全室	2,384	1,192	流山1~4丁目 大字加 加一~六丁目 大字三輪野山 三輪野山一~五丁目 平和台1~5丁目 下花輪 市野谷
57	北部公民館	美原1丁目1 58番地の2	7153-0567	全室	394	197	平方 美原1~4丁目 中野久木北・小屋 上新宿 江戸川台西1~4丁目 富士見台 富士見台1・2丁目
58	東部公民館	名都借756番地 の4	7144-2988	全室	478	239	前ヶ崎 向小金1~4丁目 名都借 松ヶ丘1~6丁目 西松ヶ丘1丁目
59	初石公民館	西初石4丁目38 1番地の2	7154-9101	全室	530	265	西初石1~5丁目
60	南流山センター	南流山3丁目3 番地の1	7159-4511	全室	698	349	大字流山 大字鱒ヶ崎・鱒ヶ崎 木 南流山1~8丁目
61	市民総合体育館	野々下1丁目 29番地の4	7159-1212	屋内体育館	4,417	2,208	大字加 加一~六丁目 大字三輪野山 三輪野山一~五丁目 大字鱒ヶ崎・鱒ヶ崎 木 宮園1~3丁目 思井 中 芝崎 古間木 前平井 後平井 市野谷 野々下1丁目

注) 〇の避難所については、一級河川江戸川が増水し、万が一市内の堤防が決壊した場合には浸水することが想定される。

(14) 内水ハザードマップ

平成 25 年 1 月に作成し、平成 27 年 3 月に更正した浸水（内水）ハザードマップを以下に示す。

保存版

流山市

浸水(内水)ハザードマップ

流山市浸水(内水)避難地図

近年、短時間に大量の雨が局地的に降るゲリラ豪雨が多く発生するようになってきました。また都市化の進展で、降った雨が保水されないまま流出してしまうことにより、浸水被害が発生する可能性が高くなっています。

流山市では、この浸水(内水)ハザードマップを平成25年1月に作成して公開しました。その後、10年に1度の規模と報道された平成25年の台風26号や平成26年の大型台風18号などは、市内に累計200mmを超える降雨をもたらし、各所で道路冠水や家屋の浸水などを引き起こしました。これらの情報をみなさまにお知らせするため、このハザードマップを更新しました。

みなさまが住んでいる地区における浸水履歴や危険のある場所を日頃から把握して、防災意識を高めていただくとともに、浸水に対する「備え」としてご活用ください。

なお、雨は自然現象であるため、局地的な集中豪雨の発生や、地域状況の変化などによっては、この地図に示した範囲外のところにも浸水の被害が発生する可能性があります。雨の降り方や浸水の状況に注意して、早めの安全対策をとりましょう。

平成27年3月 流山市

この地図のお問い合わせ先

流山市 土木部 河川課	TEL 04-7150-6095(直通)
	FAX 04-7150-2862
	http://www.city.nagareyama.chiba.jp

洪水はん濫と内水はん濫の違い

洪水はん濫

内水はん濫

江戸川などの河川が大雨によって増水し、堤防の決壊により市内に水が溢れることを「洪水はん濫」といいます。

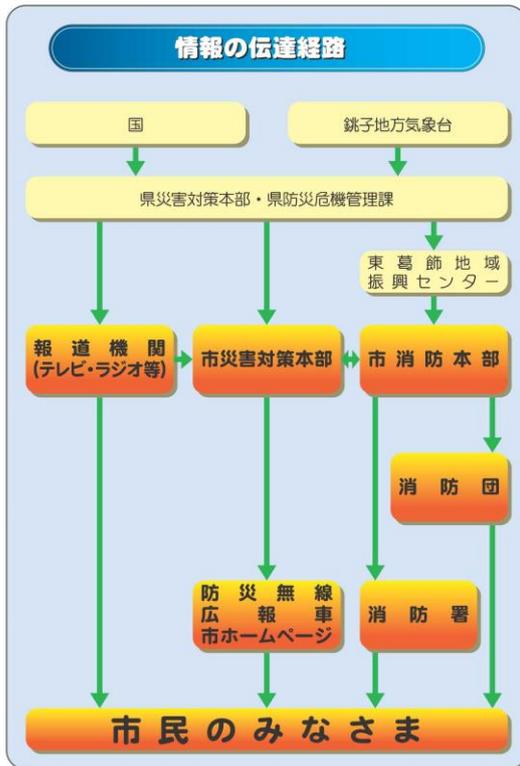
降った雨が、雨水排水施設の雨水排除能力を超えて、道路や敷地などが浸水することを「内水はん濫」といいます。

近年における水害

日本周辺では、毎年多くの台風が発生し、全国各地に大雨や強風により被害をもたらしています。

近年では、短時間に局所的な大雨が降る「ゲリラ豪雨」が多く発生するようになってきました。

このことにより、河川がはん濫するのではなく、道路側溝や雨水管で排除しきれない雨水が溜まって浸水被害を引き起こす「内水はん濫」が全国各所で発生しています。



どこからどんな情報がもらえるの？

テレビ、ラジオやインターネットの気象情報に注意しましょう。特に東葛飾地区や流山市に大雨警報や洪水警報が出ている場合は、浸水被害が発生する恐れがあります。

また流山市では、「流山市安心メール」で災害時の情報を配信しています。ご活用ください。

種類	市からの呼びかけ(例)	とるべき行動
避難準備情報	大雨により〇〇地区で浸水被害が発生し、危険な状態です。 いつでも避難できるように準備をしてください。	<ul style="list-style-type: none"> いつでも避難できるように、避難の準備をしましょう。 テレビやラジオの放送、市役所からの広報に注意しましょう。 お年寄りや子供は早めに避難させましょう。
避難勧告	〇〇地区での浸水被害が拡大しています。 速やかに避難してください。	<ul style="list-style-type: none"> お互い助け合って、指定された避難所に、速やかに避難を始めましょう。 自動車による避難はやめましょう。
避難指示	〇〇地区での浸水が床上に及んでいます。 今すぐ避難してください。	指定された避難場所に直ちに避難しましょう。

1時間の雨量と降り方

時間 の雨量	予報用語	人の受ける イメージ	災害発生状況
10 〜 20 ミリ	やや強い雨	ザーザーと降り、話し声が聞き取りにくくなる。	<ul style="list-style-type: none"> この程度の雨でも長く続く時は注意が必要。
20 〜 30 ミリ	強い雨	どしゃ降りで見ている人の半数くらいが雨に気がつく。	<ul style="list-style-type: none"> 側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まる。
30 〜 50 ミリ	激しい雨	バケツをひっくり返したように降り、道路が川のようなになる。	<ul style="list-style-type: none"> 山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要。 都市では下水管から雨水があふれる。
50 〜 80 ミリ	非常に 激しい雨	滝のようにゴーゴーと降りあたりが水しぶきで白っぽくなる。	<ul style="list-style-type: none"> 都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある。 マンホールから水が噴出する。 土石流が起こりやすい。 多くの災害が発生する。
80 ミリ 以上	猛烈な雨	息苦しくなるような、圧迫感がある。恐怖を感じる。	<ul style="list-style-type: none"> 雨による大規模な災害の発生するおそれ強く、厳重な警戒が必要。

地下室や半地下での豪雨被害に注意！

地下室では、外の様子が見られません。また、浸水すると電灯が消え、エレベーターは止まります。

水圧でドアは開きません。

浸水の恐れがあり、特に、地下室や半地下を有する家屋などにおいては、これらの被害を未然に軽減させる対策が必要です。家庭で身近にあるものを使用した簡易な水防工法(土のうや止水板の設置)の準備を行いましょう。

地下駐車場は浸水するおそれがあります。

浸水すると一気に水が流れ込みます。

避難時の心得



危険が迫ったときには、役所や消防団から避難の呼びかけをすることがあります。呼びかけがあった場合には、速やかに避難しましょう。



高齢者や障害者、子ども、病気の人などは、早めの避難が必要です。近所の高齢者などの避難に協力しましょう。



車での避難は緊急車両の通行の妨げになります。また、交通渋滞をまねき、浸水すると動けなくなりますので、特別な場合を除き徒歩で避難しましょう。



水防活動の妨げになりますので、自動車を堤防や道路に放置しないようにしましょう。



避難するときは、動きやすい格好で。2人以上での避難を心がけましょう。



万が一避難が遅れ、危険が迫ったときは、命を守るために近くの丈夫な建物の三階以上に逃げましょう。

平常時の心得

非常食や持ち出すものを準備しておく。

非常食には、調理の手間がかからず、水もあまり使用しないもの(レトルト食品や缶詰など)を選びます。また、懐中電灯やラジオ、乾電池も忘れずに用意しておきましょう。



避難場所や避難経路を確認しておく。

自分の近くの避難場所はどこなのか、そこへできるだけ川や橋を越えず安全に行くためにはどう行けばいいのかを確認しておきましょう。



非常持ち出し品リスト (必要なものをチェックしましょう)

- | | | | |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

防災関連機関 電話番号一覧

	連絡先	住所	電話番号
行政機関	流山市役所	流山市平和台1-1-1	04-7158-1111
	水道局	流山市西初石5-57	04-7159-5311
	流山市中央消防署	流山市三輪野山1-994	04-7158-0119
	流山市北消防署	流山市美原2-139-1	04-7152-0119
	流山市東消防署	流山市前ヶ崎449-1	04-7146-0119
	流山市南消防署	流山市南流山3-6-7	04-7159-0119
	流山警察署	流山市三輪野山744-4	04-7159-0110
救急医療機関	千葉愛友会記念病院	流山市鱈ヶ崎1-1	04-7159-1611
	東京勤労者医療会東葛病院	流山市下花輪409	04-7159-1011
	曙会流山中央病院	流山市東初石2-132-2	04-7154-5741
公共交通機関	東武鉄道株式会社 運河駅	流山市東深井405	04-7152-4050
	東武鉄道株式会社 江戸川台駅	流山市江戸川台東1-3	04-7152-9310
	東武鉄道株式会社 初石駅	流山市西初石3-100	04-7154-2818
	東武鉄道株式会社 流山おおたかの森駅	流山市西初石6-181-3	04-7153-2277
	流鉄株式会社 鉄道部	流山市流山1-264	04-7158-0117
	首都圏新都市鉄道株式会社 南流山駅	流山市南流山2-1	04-7158-4311
	“ 流山セントラルパーク駅	流山市前平井119	04-7150-5211
	“ 流山おおたかの森駅	流山市西初石6-182-3	04-7156-1211
	東武バスイースト株式会社 西柏営業事務所 (流山ぐりーんバス 江戸川台東、松ヶ丘・野々下、西初石、栗田・駒林ルート)	柏市高田字上野合子1345	04-7144-5011
	京成バス株式会社 松戸営業所 (流山ぐりーんバス 江戸川台東、松ヶ丘・野々下ルート)	松戸市古ヶ崎101	047-362-1256

最新情報をチェックする

- 全国の気象情報(気象庁のホームページ)
<http://www.jma.go.jp/>
- 千葉の雨量と河川の水位情報(防災気象情報 WINC2)
<http://chibapref.bosai.info/>
- ウェザーニュース <http://weathernews.jp/>
- Xバンド <http://www.river.go.jp/xbandradar/>
- 流山安心メール QRコード 
- NHKのデジタル情報(dボタン)

ちば防災メール

警報等の情報をメールにてお知らせします。
*ご登録をされたメールアドレスに対して、防災情報を配信します。

配信内容

- 大雨・洪水などの気象警報の発令と解除
- 県内において震度3以上の地震が観測された際の、震源・震度に関する情報
- 千葉県に発令された津波の手報
- 台風情報・東海地震情報・県からのお知らせ

注) 1, 2, 3. については、登録いただいた市町村に関する情報が配信されます。

ちば防災メール
QRコード



災害用伝言ダイヤル

災害用伝言ダイヤル1711の使い方(一般加入電話の場合)

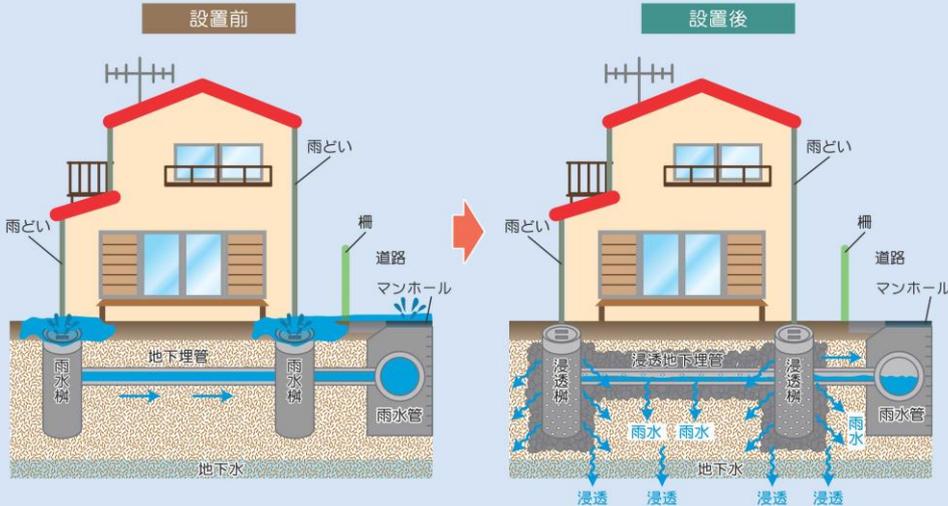


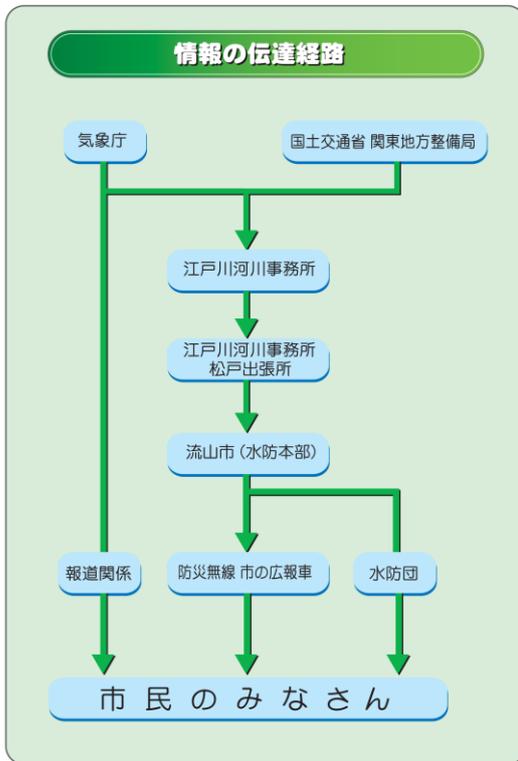
携帯電話災害用伝言板の使い方



新・増改築の際は、雨水浸透施設を設置して下さい

流山市では、建築物の新築や増改築の時に、敷地へ「雨水浸透枳・浸透地下埋管」などの雨水浸透施設を設置していただいています。この雨水浸透施設をみなさまが設置することにより、雨どいなどから流れ出す雨水を地中に浸透させることができ、下流の水路や河川の負荷が軽減され、浸水被害を減少させる効果があります。この雨水浸透施設の設置個数については、河川課ホームページ「よくある質問」→「雨水浸透枳の設置は必要ですか」→「雨水の浸透に関する基準・手続きについて」をご覧ください。河川課にお問い合わせください。





どこからどんな情報がもらえるの？

被害発生が予測される場合は、市役所より、広報車・ケーブルテレビ・インターネットで避難準備情報が発令されますので、住民のみなさまは、避難の準備を行きましょう。避難勧告・指示が市役所より発令された場合は、指示にもとじて避難しましょう。

種類	市からの呼びかけ	とるべき行動
避難準備情報	大雨により江戸川が増水し、危険な状態です。いつでも避難できるように準備をして下さい。	・いつでも避難できるように、避難の準備をしましょう。 ・テレビやラジオの放送、市役所からの広報に注意しましょう。 ・お年寄りや子供は早めに避難させましょう。
避難勧告	江戸川が氾濫する恐れがあります。速やかに避難してください！	・お互い助け合って、指定された避難場所に、速やかに避難を始めましょう。 ・自動車による避難はやめましょう。
避難指示	江戸川が氾濫し家屋に浸水する危険があります。今すぐ避難してください！！	・指定された避難場所に直ちに避難しましょう。

1時間の雨量と降り方

時間の雨量	予報用語	人の受けるイメージ	災害発生状況
10 <20 ミリ	やや強い雨	ザーザーと降り、話し声が聞き取りにくくなる。	長く続く時は注意が必要。
20 <30 ミリ	強い雨	どしゃ降りでも傘をさしていても濡れてしまう。	テレビ、ラジオ等気象情報に注意し、避難の心構えが必要。
30 <50 ミリ	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る。	崖崩れが起きやすくなり、道路の通行規制も行われることがあります。避難の準備が必要。
50 <80 ミリ	非常に激しい雨	滝のようにゴーゴーと降りあたりが水しぶきで白っぽくなる。	中小の河川は氾濫し水害発生の可能性が高まる。避難勧告等がでる場合がある。
80 ミリ以上	猛烈な雨	息苦しくなるような、圧迫感がある。恐怖を感じる。	大雨による大規模な災害の発生するおそれ強く厳重な警戒が必要。

地下室での豪雨被害に注意！

地下室では、外の様子が分かりません。

水圧でドアは開きません。

浸水すると電灯が消え、エレベーターは止まります。

地下駐車場は浸水するおそれがあります。

浸水すると一気に水が流れ込みます。

T×南流山駅・地下自転車駐輪場
に関するお問い合わせ先はこちら

- 首都圏新都市鉄道株式会社 (つくばエクスプレス) つくば市吾妻2-128 TEL: 0297-52-8306
- 地下自転車駐輪場 TEL: 04-7158-6969

財団法人 自転車駐輪場整備センター 管理部 TEL: 03-3667-1241

避難時の心得



危険が迫ったときには、役所や消防団から避難の呼びかけをすることがあります。呼びかけがあった場合には、速やかに避難してください。



高齢者や障害者、子ども、病気の人などは、早めの避難が必要です。近所の高齢者などの避難に協力しましょう。



車での避難は緊急車両の通行の妨げになります。また、交通渋滞をまねき、浸水すると動けなくなりますので、特別な場合を除き徒歩で避難しましょう。



水防活動の妨げになりますので、自動車を堤防や道路に放置しないようにしましょう。



避難するときは、動きやすい格好で。2人以上での避難を心がけましょう。



万が一避難が遅れ、危険が迫ったときは、命を守るために近くの丈夫な建物の三階以上に逃げましょう。(緊急避難場所)

平常時の心得

天気予報や気象状況に気をつける。

梅雨期や台風シーズンなど、洪水が起こりやすい時期には、テレビ・ラジオ・インターネットの天気予報に注意し、天気の移り変わりに気をつけましょう。



避難場所や避難経路を確認しておく。

自分の近くの避難場所はどこなのか、そこへできるだけ川や橋を越えず安全に行くためにはどう行けばいいのかを確認しておきましょう。



非常食や持ち出すものを準備しておく。

非常食には、調理の手間がかからず、水もあまり使用しないもの(シール食品や缶詰など)を選びます。また、懐中電灯やラジオ、乾電池も忘れずに用意しておきましょう。



非常持ち出し品リスト (必要なものをチェックしましょう)

- | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--|--------------------------|--|--------------------------|--|--------------------------|--|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | |
| <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | |
| <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | |
| <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | |

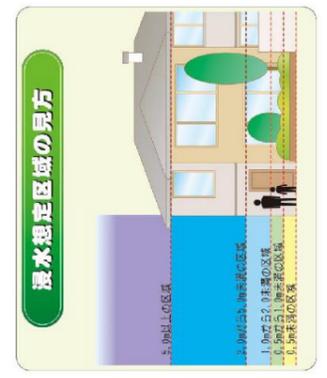
流山市 洪水ハザードマップ 保存版

この洪水想定区域図は、200年に一度の大雨で一級河川江戸川が増水し、万が一、市内の堤防が決壊した場合に想定される浸水状況を表したものです。

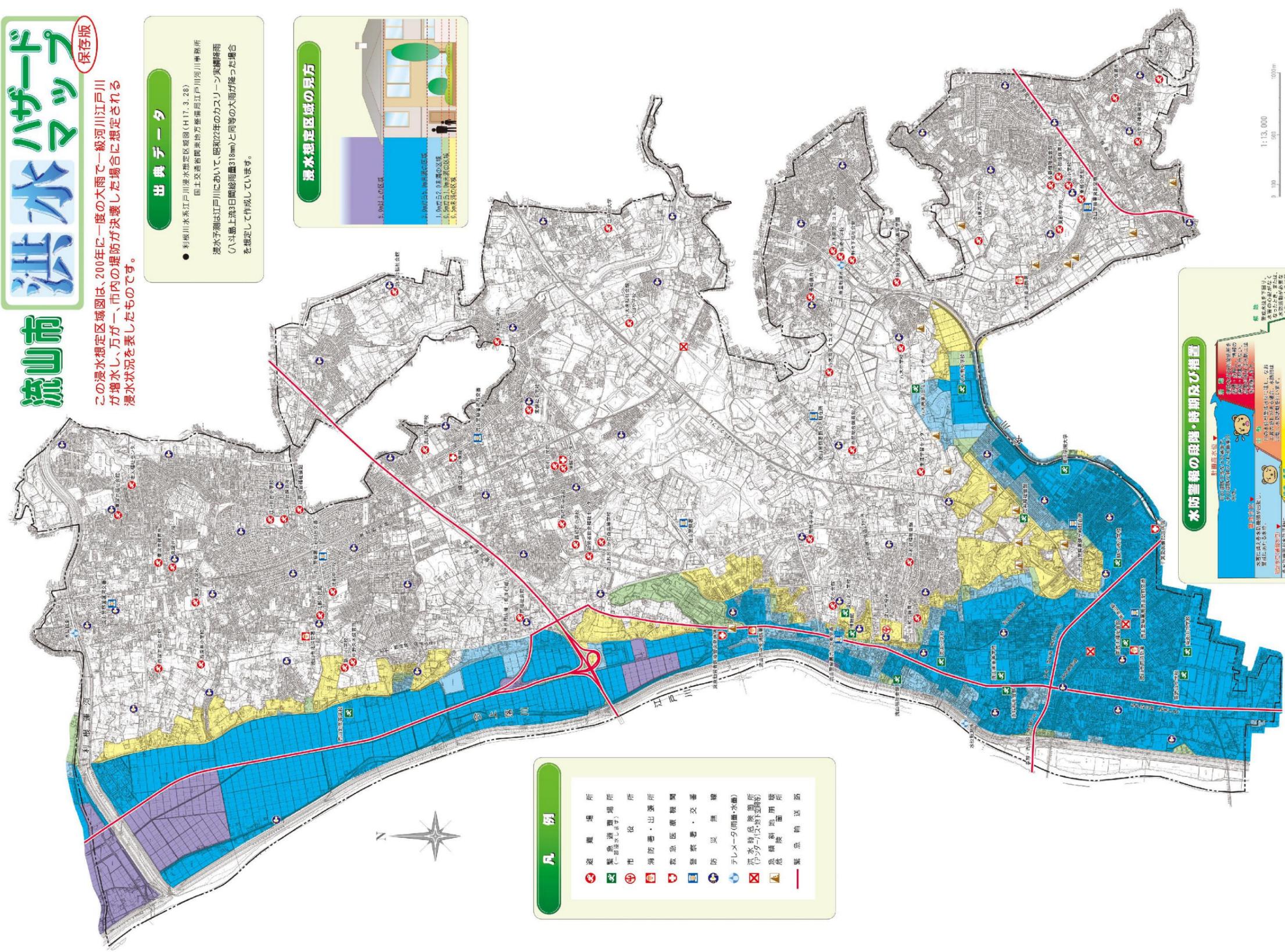
利根川水系江戸川洪水想定区域図 (H17.3.28)
国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
洪水予測は江戸川において、昭和22年のカスリーン暴風降雨(1日最大上流3日間総雨量318mm)と同等の大雨が降った場合を想定して作成しています。

出典データ

● 利根川水系江戸川洪水想定区域図 (H17.3.28)
国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
洪水予測は江戸川において、昭和22年のカスリーン暴風降雨(1日最大上流3日間総雨量318mm)と同等の大雨が降った場合を想定して作成しています。



- ### 凡例
- 避難場所
 - 緊急避難場所 (避難所等)
 - 市役所
 - 消防署・出張所
 - 救急医療機関
 - 警察署・交番
 - 防火無線
 - テレメータ(雨量・水高)
 - 洪水警戒監視所 (アラーム(気圧・雨量等))
 - 高感測地帯
 - 緊急輸送路



水防警報の発令・時期及び措置

注意
水防警報が発令された場合は、直ちに危険な場所から避難してください。

警戒
水防警報が発令された場合は、避難所へ避難してください。

避難
水防警報が発令された場合は、避難所へ避難してください。

避難所
避難所へ避難する場合は、避難所へ避難してください。

避難所
避難所へ避難する場合は、避難所へ避難してください。

4 東葛中部地区連合水防団規約

東葛中部地区連合水防団規約

第1条 江戸川の洪水に際し、相助の精神に徹し、以ってその水災を警戒し、防御し、又はこれによる被害を軽減して、公共の安定を保持するため、松戸市、流山市の区域を以って、東葛中部地区連合水防団（以下「連合水防団」という。）を結成する。

第2条 連合水防団は、松戸市水防団及び流山市水防団（以下「単位水防団」という。）をもって構成する。

第3条 連合水防団の事務局は松戸市役所内にこれを設ける。

第4条 連合水防団は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水防施設及び資材の備蓄
- (2) 水防情報の蒐集及び連絡
- (3) 水防資材及び要員の相互援助
- (4) 水防団員の養成及び訓練
- (5) 前各号に規定するもののほか、目的達成上必要と思われる事項

第5条 連合水防団に管理者及び副管理者各1名を置く。

- 2 管理者及び副管理者は、松戸市長及び流山市長の互選による。
- 3 管理者は連合水防団を代表し、管理運営する。
- 4 副管理者は、管理者を補佐し、管理者事故ある時は、その職務を代行する。

第6条 管理者、副管理者の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条 連合水防団に団長及び副団長各1名を置く。

- 2 団長及び副団長は、単位水防団の団長の互選による。
- 3 団長は連合水防団を指揮統率し、水防の実際活動に関する一切の責任者となる。
- 4 副団長は団長を補佐し、団長事故ある時は、これを代理する。
- 5 団長、副団長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 事務局は、管理者の所轄に属し、次の職員を置く。

- (1) 局長（部長）
 - (2) 幹事（課長）
 - (3) 書記（係）
- 2 職員は、管理者が任免する。

第9条 管理者は、連合水防団の水防計画又は活動上必要な事項を協議し、円滑適切を期するため、副管理者及び団長、副団長をもって、構成する会議（以下「理事会」という。）を開催しなければならない。

第10条 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 規約の制定又は改廃に関すること。
- (3) 水防計画及び水防演習の基本的事項に関すること。
- (4) 全各号に規定するもののほか、水防に関する重要な事項。

第11条 連合水防団に顧問を置く。

2 顧問は、連合水防団の活動に賛助するものとする。

第12条 顧問には、次に掲げる者につき管理者が、これを委託する。

- (1) 国土交通省江戸川河川事務所長
- (2) 東葛飾地域振興事務所長
- (3) 東葛飾土木事務所長
- (4) 松戸警察署長
- (5) 松戸東警察署長
- (6) 流山警察署長
- (7) 陸上自衛隊松戸駐屯地司令
- (8) 松戸市議会議長
- (9) 流山市議会議長
- (10) 松戸市・流山市選出の県議会議員

第13条 管理者は、洪水による危険の虞があると認めた場合は、その解消するまでの間、団長をして水防本部を設置せしめる。

第14条 水防本部に次の役員を置く。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部長 若干名
- (4) 連絡員 若干名

2 本部長は、団長がこれを兼ね副本部長及び本部長は、本部長において予め単位水防団に諮りそれぞれ同数を選任する。

第15条 連合水防団の運営に処する経費は松戸市及び流山市において分担する。

ただし、相互応援のために要した費用は、応援団体の負担とする。

2 前項の分担金は、次の比率によって、毎年度、予算の定めるところによる。

(1) 松戸市 6.5

(2) 流山市 3.5

第16条 連合水防団の経理は、普通地方公共団体の例により、事務局においてこれを行う。

第17条 連合水防団の役員並びに事務局の職員は無報酬とする。

第18条 水防演習は、2年に1度実施し、統監は、松戸市長・流山市長が交互に就任するものとする。

昭和27年8月25日 施行

昭和61年6月2日 一部改正

平成17年5月13日 一部改正

平成24年4月20日 一部改正